

平成25年12月24日(火)16:00～

●共通で説明を求める事項

- ・各施策の概要、これまでの取組状況、成果
- ・今後の取組方針、課題

施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目	
特定商取引法	41 高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	継続的に実施します。	消費者庁	消費者庁	消費者庁	1. 平成20年改正法附則に基づく施行5年後見直しへの取組状況・方針について説明されたい。 2. 平成24年改正により導入された訪問購入規制の施行状況と適用除外分野における消費者被害の実態とその評価について説明されたい。
	43 特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。 消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します	消費者庁 関係省庁等			
	44-2 ① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	実施済み。 (訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が平成25年2月に施行となったため。)	消費者庁 警察庁 経済産業省			